



2024年6月21日

各 位

会 社 名 株式会社 フジミンコーポレーテッド
代表者名 代表取締役社長 関 敬史
(コード番号 5384 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 財 務 本 部 長 川島 敏裕
(TEL 052-503-8181)

TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に基づく情報開示のお知らせ

当社は、気候関連財務情報開示タスクフォース(以下、TCFD※1)の提言に基づく情報開示を行いましたのでお知らせいたします。

今後は、情報開示の充実を図るとともに、当社グループの持続的な成長に向けて、気候変動対応に向けた取組みを強化してまいります。

記

1. 基本的な考え方

近年、気候変動影響は激甚化しており、その一因として GHG 排出量の増加が挙げられます。2015 年の COP21 で合意されたパリ協定では世界共通の目標として、平均気温上昇を産業革命以前に比べ「2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求」と掲げられました。

当社も従前より企業使命に「高度産業社会の期待に新技術で応え、地球に優しく、人々が快適に暮らせる未来の創造に貢献します」と掲げており、事業活動と環境保全を両立してきたことからこのパリ協定の考えに賛同しております。また、“中長期経営計画 2023”策定に際し、持続可能な社会の実現に向けて当社が優先して取り組む重要課題として 18 のマテリアリティを特定し、最も重要な課題の 1 つとして「気候変動対応」を掲げました。

当社はこれまでも各工場に省エネ委員会を設置し、きめ細やかなエネルギー管理を図るなど GHG 排出量の削減を行ってまいりました。今後は拠点ごとの排出量の把握や全社の中長期的な削減目標の設定を行うとともに様々な方策を検討することで環境負荷低減をより一層推進してまいります。

2. ガバナンス

当社は従前より企業使命に「高度産業社会の期待に新技術で応え、地球に優しく、人々が快適に暮らせる未来の創造に貢献します」と掲げ、事業活動と環境保全を両立してまいりました。

当社の気候変動対応に関する方針・目標は、社長を委員長とするサステナビリティ委員会において、経営計画・事業戦略等を踏まえて審議した後、その結果を取締役に付議し、監督を受ける体制を構築しております。

3. 戦略

世界全体が脱炭素に向けて挑戦を続けていく中で、企業には大きな不確実性が伴います。当社はその不確実性に対する経営のレジリエンスの検証のために、TCFD 提言が要求するシナリオ分析を実施いたしました。

シナリオ分析の実施にあたっては IEA(国際エネルギー機関)や IPCC(気候変動に関する政府間

パネル)が公表している気候変動シナリオをベースに、移行リスク・機会の影響が顕著になる「1.5°Cシナリオ」、平均気温上昇による物理的な影響が顕著になる「4°Cシナリオ」の 2 つのシナリオで将来の当社に想定されるリスク・機会を分析いたしました。

今後もシナリオ分析のさらなる深化や見直しをするとともに、TCFD の改訂ガイダンスや ISSB※2 (国際サステナビリティ基準審議会)で開示が求められている脱炭素への移行計画の策定に取り組んでまいります。

4. リスクマネジメント

当社は、リスク低減及び事業機会の創出を推進するため、年 2 回、社長を委員長とし、取締役、本部長、副本部長及び部門長により構成されるグローバルリスク管理委員会を開催する等、リスクマネジメント活動を進めております。

気候変動に関わるリスク事象を含め、その重要度・発生頻度等の指標によりリスクレベルを 4 段階に分類した上で、当該リスク対応の責任部門を定めております。また、極めて高いリスクと判断される事象につきましては、必要に応じて対策プロジェクトチームを組成し、活動を推進するとともに、同委員会においてリスク低減活動及び短期・中長期的な目標に対する進捗状況について、慎重かつ十分な審議を重ねた上で、定期的に取り組役会に付議することとしております。

5. 指標と目標

当社は、特定したマテリアリティの一つである「気候変動対応」に対する取組みの方向性を明確にし、着実に実行するべく、GHG 排出量 Scope1・2 の算定に取り組んでおります。

今後は、GHG 排出量 Scope3 の算定および Scope1・2 の中長期的な削減目標を設定し、取締役会による定期的なモニタリングを実施してまいります。

6. 当社ウェブサイトへの掲載

当社のウェブサイト内に、「TCFD 提言に基づく情報開示」を公開しました。詳細を掲載しておりますのでご覧ください。

<https://www.fujimiinc.co.jp/csr/index.html>

※1 TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)とは G20 の要請を受け、金融安定理事会(FSB)により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応を検討するため設立されたタスクフォースです。TCFD 提言では、気候変動関連のリスク及び機会に関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスクマネジメント」、「指標と目標」の 4 つの項目について企業等に情報開示することを推奨しています。同タスクフォースは 2023 年 10 月をもって解散しましたが、TCFD の開示枠組みを包含した、国際的なサステナビリティ情報開示基準(ISSB 基準)が策定されています。このため、TCFD の開示枠組みは気候変動が企業の財務にもたらすリスク・機会の内容や影響をステークホルダーに開示する枠組みとして現在も引き続き利用されています。

※2 ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)とは、国際会計基準の策定を担う IFRS 財団によって設立され、TCFD 提言等の既存のサステナビリティ開示フレームワークをベースとした国際基準を開発する団体です。

以上